

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 : 上下水道料金システム変更開発業務（令和8年度）
- 2 特定業者 : BIPROGY株式会社 北海道支店
- 3 特定理由 : 本業務は、上下水道料金システム（以下「料金システム」という。）の改修を行う業務である。
本業務遂行の条件として、①料金システムの機能・構造について十分に理解・把握していること②機能改修するプログラムを稼働中のシステムに結合する際に既存プログラムとの整合を確実にできること③障害発生時、業務に影響を与えず迅速・確実に対応可能な体制が確立されていることが必須である。
当該業者は、料金システムの製造者かつ運用保守業務の受託者であり、上記条件の全てを満たす業者であり、他の業者では履行期間等の面で著しい支障が生じるものと認められる。よって、本業務を履行できるのは当該業者以外にないため、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 : 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号

